

「若年性認知症」は介護サービスを受けられるの？

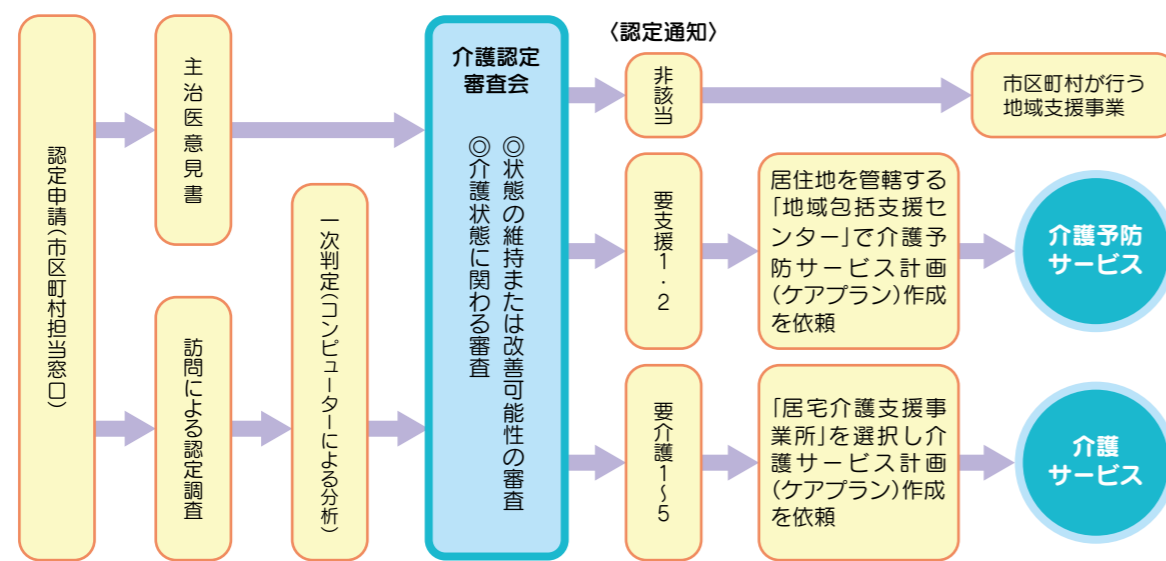
申請の手続きをしましょう

若年性認知症の場合、40歳から64歳までは介護保険の2号被保険者に該当し、「初老期における認知症」として介護保険サービスを利用できます。

介護保険サービスはもっぱら高齢の利用者が多いことから、運動能力のある若年性認知症の人にとっては必ずしも利用しやすいとはいえません。しかし、利用することで若年性認知症の人が安心し、社会性や活動性が保持されている方も多くいます。家族も自分自身の時間が確保され介護負担の軽減につながっている方もいます。タイミングを見て申請し、サービスをうまく利用していきましょう。



●介護保険の申請から認定までの流れ



- 申請は、区役所の保健福祉課で「介護保険の要介護認定」の申請をします。
- 申請する人は、本人または家族ですが、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所の介護支援専門員(ケアマネジャー)に代行してもらうこともできます。
- 認定の通知がきてから有効期限は原則6カ月で、更新認定の場合は12カ月です。引き続きサービスを利用したい場合は、期限が切れる前に更新してください。

わたしの体験

認定調査の時、調査員の方の質問に、たまたま本人が正しく答えたため、即「短期記憶は問題ないです」と評価されました。普段は、すぐ前のことでも完全に忘れてしまうことが多いので、調査後、本人のいないところで、普段はそうではない状況を伝えました。

上手に支援を受けるには

●介護サービスの利用にあたって

1. 要介護状態区分(要介護度等)に応じて、利用できる支給限度基準額が決められています。
2. 介護保険のサービスは、詳細に単価が定められています。
3. サービス利用にあたっては、担当のケアマネジャー(介護支援専門員)を決め、希望のサービスの情報を聞きながらケアプラン(サービス利用計画)を作成してもらいます。
4. 介護保険サービスを利用した時は費用の1割を負担します。64歳以下(2号被保険者)の方、市町村民税非課税の方も1割負担です。65歳以上になって一定の以上の所得のある方は利用者負担が2割になります。
(利用者負担額が一定の上限額を超えた時には申請によって超えた額が「高額サービス費」として払い戻されます。所得によって5段階の上限額が決められております。)
5. 特別養護老人ホームなど施設入所(短期入所)した方は、利用者負担の他に、食費や居住費などを負担します。ただし、所得の低い方には特定入所者介護サービス費として基準額との差額分が給付されます。平成27年8月より預貯金等の資産が一定の金額を上回る場合は適用対象外となっています。



「一定以上の所得」の基準について、また資産の範囲については札幌市発行の「なるほど実になる介護保険」の冊子に説明されていますのでお読みください。

65歳以上になって介護保険料が減免になる場合があります。該当の可能性がある場合には窓口で相談してみましょう。・低所得者減免・災害減免-居住家族が災害にあって・所得激減減免-失業などによって

〈参 考〉在宅サービスの利用限度 自己負担額は端数を省いた目安です

要介護度	支給限度額	自己負担額
要支援1	5,003単位	5,000円
要支援2	10,473単位	10,500円
要介護1	16,692単位	16,700円
要介護2	19,616単位	19,600円
要介護3	26,931単位	26,900円
要介護4	30,806単位	30,800円
要介護5	36,065単位	36,000円

あくまでも目安で、利用するサービス等により基準額が変わります。以下は2015年度のものです。

申請のポイント

●いつ申請するといいの？

若年性認知症の診断がついたら、人との関係づくりや新しい環境に慣れる力があるうちに早期に申請するとよいでしょう。

●認定調査の時は

申請書提出後、役所または調査委託事業所から訪問による聞き取り調査があり、本人の状態や生活状況について認定調査を受けます。認定調査は、サービスをどのくらい利用できるかに影響する重要なものです。本人の状況が十分に伝わるよう、話しにくい部分は事前、事後にメモを用意するなど、調査員と打ち合わせをしておくといよいでしょう。

●主治医の意見書には

認定審査には、主治医の意見書が必要になります。主治医には介護認定を受けることを伝え、日頃の本人の生活状況や介護状況を伝えておきましょう。